

令和6年第 5回 総会
5月

白井市農業委員会会議録

令和6年5月7日 開会

令和6年5月7日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和6年5月7日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	中 村 教 雄
会長代理	齊 藤 和 博
1 番	海老原 菊 夫
2 番	増 田 道 恵
3 番	山 崎 正 司
4 番	中 嶋 健 次
5 番	五十嵐 玲 子
6 番	高 宮 正 明
7 番	岩 井 聡 明

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 山 崎 操 夫
2. 石 井 修 一
3. 小 林 幸 子
4. 押 田 勝 巳
5. 秋 谷 裕 一
6. 松 丸 敏 雄
7. 伊 藤 治
8. 秋 本 善 久

傍聴者 なし

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第3号 令和6年度第2次農地利用集積計画の決定について

議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得あっせんについて

議案第5号 白井市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

議案第6号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和6年度最適化活動の目標の設定等について

報告・協議事項等

- (1) 届出等事務局長専決決裁報告について
- (2) その他

6月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 5月23日木曜日
- ・事前審査会(案) 5月30日木曜日
第2班 午前9時から 本庁舎2階 災害対策室2
- ・総会(案) 6月6日木曜日
午後4時00分から 本庁舎2階 災害対策室2・3

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

中村会長 皆さん、こんにちは。

いよいよ田んぼの田植え及び梨の摘花作業が始まると思いますが、体調面には十分気をつけていただいて頑張ってくださいと思います。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員が過半数に達したため、これより令和6年5月定例総会を開催します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、2番、増田道恵委員、3番、山崎正司委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

事務局 事務局の今井です。

それでは、1ページを御覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので
提出いたします。

令和6年5月7日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、十余一字捕込前、神々廻字長堀の2筆です。

地目は畑。

地積は合計で5,119平方メートル。

権利者は記載のとおり、義務者も記載のとおりです。

申請事由は賃借権の設定です。

2番、折立字軽沢の1筆です。

地目は、現況、畑。

地積は495平方メートル。

権利者は記載のとおり、義務者も記載のとおりです。

申請事由は贈与による所有権移転です。

3番、十余一字平塚道南の1筆です。

地目は畑。

地積は1,219平方メートル。

権利者は記載のとおり、義務者も記載のとおりです。

申請事由は売買による所有権移転です。

4番、十余一字平塚道南の2筆です。

地目は畑。

地積は合計で3,340平方メートル。

権利者は記載のとおり、義務者も記載のとおりです。

申請事由は売買による所有権移転です。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

中村会長 次に、先般行われました事前審査会の班長より審査内容の報告をお願いいたしま
す。

山崎正司委員。

山崎正司委員 農業委員の山崎です。

それでは、議案第1号1番から4番までを続けて説明させていただきます。

議案第1号、1番、3条申請に関わる調査報告を行います。

資料は1番です。

当日は、権利者本人と義務者の方が出席されました。

申請地は、市役所より北東に3.2キロメートルから4キロメートルに位置しております。

申請地の現状ですが、きれいに耕運されております。

進入路については、市道と私道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準について適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している農機具はありませんが、義務者の所有している耕運機、トラクター、管理機、運搬車両等をしばらくの間、借用するそうです。

労働力は、本人と妻、繁忙期には、臨時の方が2名くらい手伝いに来てくれるそうです。

新規就農ですので技術力はまだありませんが、義務者の方や近所の農家の方に栽培技術等を5年間学んでいるそうです。

年間従事日数ですが、資料には記入していませんが電話で確認したところ、180日から200日と申しておりました。

周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

議案第1号、2番について、3条申請に関わる調査報告を行います。

資料は2番です。

当日は、権利者、義務者の代理人の方が出席されました。

申請地は、市役所から北北西に1.8キロメートルに位置しております。

申請地の現状ですが、いろいろな野菜が作付されておりました。

進入路についても、県道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準について適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している農機具は、耕運機、トラクター2台、管理機3台、軽トラック3台、農機具はそろっております。

労働力は、世帯員が2人、本人と親、臨時の方が数名従事しています。

年間従事日数ですが350日。

技術力もあります。

現在、所有している農地は全て効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

議案第1号、3番、4番、関連性がありますので、一緒に報告させていただきます。

3条申請に関わる調査報告を行います。

資料は3番、4番です。

当日は、権利者の方が出席されました。

申請地は、市役所から北東に3.7キロメートルに位置しております。

申請地の現状ですが、何年も耕作しておらず雑草が生い茂っておりました。

進入路については、市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準にについて適合するかについて報告をいたします。

権利者の所有している農機具は、耕運機、トラクター2台、管理機1台、貨物自動車2台、農機具はそろっております。

労働力は4人、臨時の方が2名従事しております。

年間従事日数ですが250日。

技術力もあります。

現在、所有している農地は全て効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

中村会長 ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当委員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いいたします。

1番について、最適化推進委員の山崎操夫委員、お願いいたします。

山崎操夫委員 推進委員の山崎です。

本人に電話して確認したところ、農業経験もあり、農地近隣の方も耕作してくれるのはありがたいと言われていて、本人のやる気をすごく感じました。

特に問題はないかと思われまます。

中村会長 2番について、最適化推進委員の押田勝巳委員、お願いいたします。

押田勝巳委員 折立地区担当の押田です。

先日、義務者と権利者に電話で話を聞きました。

義務者は高齢となり、畑仕事ができなくなり、後継者がおりますけれども、病気で体を壊し施設にいますので仕事もできない状態です。

今はきれいに作付してありますけれども、あれは貸して作付してもらっているようなのです。

その人ももうやめると言ったので、土地が荒れるのは困ったと思っていましたら、権利者は甥に当たるのですけれども、その人が農業を結構手広くやっております、八千代の道の駅などに納品して結構やっている人なのですけれども、そういう人に話しして、もらってこないかと言ったら、いいですよと、昔、かわいがってもらっていたのでということで、ちょっと距離はありますけれども、折立から八千代で15分ぐらいだから大丈夫だろうということで、お婆さんの総意を得るということで承諾したそうです。

以上です。

中村会長 3番、4番について、最適化推進委員の松丸敏雄委員、お願いいたします。
松丸敏雄委員 推進委員の松丸です。

3番、4番とも、権利者、義務者と連絡し話すことができました。

まず権利者でございますが、現在、イチゴの栽培をしまして、この4月から息子さんが就農したということで、経営規模の拡大、今回、観光に取り組んでいきたいということで、用地を探したということです。

3番の義務者でございますが、自宅からかなり離れた畑であったことから耕作もできなかつたということで、管理にも困っていたということです。

隣地の売買に合わせて整理したいと考えていたそうです。

4番の義務者でございますが、やはり自宅から離れていたということで、前には知人とかに土地を貸して耕作したことがあったそうですが、この何年かは耕作もされずに管理に困っていたということで、今回の所有権移転に至ってしまったということです。

以上です。

中村会長 事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑がある方は挙手をお願いいたします。

ございませんか。

質疑がないようございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、採決を行います。

1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

中村会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番を許可することに可決いたします。

2番について許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

中村会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、2番を許可することに可決いたします。

3番、4番について、関連がありますので一括して採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

中村会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、3番、4番を許可することに可決いたします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 事務局の今井です。

それでは、2ページを御覧ください。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和6年5月7日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、大字根字南口の1筆です。

地目は畑。

地積は1,260平方メートルです。

申請人は記載のとおりです。

申請事由は、太陽光発電施設用地として所有権移転をするものでございます。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

中村会長 次に、先般行われました事前審査会の班長より審査内容の報告をお願いいたします。

山崎正司委員。

山崎正司委員 農業委員の山崎です。

それでは、議案第2号、5条申請について調査報告をいたします。

資料は5番です。

当日は、権利者の代理人の方が出席されました。

立地基準ですが、申請地は市役所から西に2.5キロメートルに位置しております。

農地区分としては、第2種農地として判断いたします。

市道に面しており、進入路は確保されております。

転用目的ですが、権利者の会社は再生可能エネルギー発電事業等を営んでおり、義務者の方が高齢で耕作できず、自宅からの距離もあり手が回らない状況にあるため、権利者と所有権移転契約を目的とした合意をし、本件土地を利用して太陽光発電設備を設置する計画です。

次に、一般基準ですが、本申請地は太陽光発電設備設置ということです。

申請面積は1,260平方メートルであり、事業計画との関係においては面積妥当と思われま

す。資金は自己資金で賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手すると思われま

す。周辺農地への支障ですが、近隣説明では特に問題はないとのこと

です。また、申請地は土地改良区ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題はないと思われま

す。

中 村 会 長 　ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当委員の方で補足説明がございましたら説明をお願いいたします。

1番について、最適化推進委員の押田勝巳委員、お願いいたします。

押田勝巳委員 　推進委員の押田です。

義務者に電話で話を伺いました。

義務者は鎌ヶ谷市で農業を営んでおりますが、現在、高齢となり、後継者がおり後継者が経営していますけれども、農業経営規模を縮小しているそうなのです。

白井のこの畑に行くのにちょっと時間がかかるし、規模も縮小しておるので、今まで耕作していなかったのですけれども、権利者がソーラー発電の用地を探しており、突き止めてというか、事務所のところに来て、売ってくれないかという話があつて、経営縮小したので、全部売ろうと思ったのですけれども、半分しか買ってくれないと言っていましたけれども、本当は全部売りたいという気持ちがあつたそうです。

以上です。

中 村 会 長 　事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号

農地法第5条の規定による転用許可申請について、採決を行います。

1番について、許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、1番を許可相当意見を付して県に進達することに可決いたします。

続きまして、議案第3号について、最適化推進委員の松丸敏夫委員が関係しております。

この議案については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に対する事項については、その議事に参与することができないとされております。

松丸委員、しばらくの間、退席をお願いいたします。

議案第3号 令和6年度第2次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 事務局の今井です。

3ページを御覧ください。

議案第3号 令和6年度第2次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第5条第1項の規定により別紙のとおり令和6年度第2次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

令和6年5月7日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

続きまして、4ページを御覧ください。

白井市長からの協議文になります。

続きまして、5ページを御覧ください。

令和6年度第2次農用地利用集積計画一覧表（案）。

1番、今井字稲荷前3筆及び字小山下1筆になります。

地目は田。

利用権設定面積は合計3,483平方メートル。

設定する権利は、種類が賃借権、内容が水稻、期間が3年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は304アール、更新になります。

2番、清戸字大崎の1筆です。

地目は田。

利用権設定面積は1,256平方メートル。

設定する権利は、種類が使用貸借、内容が水稻、期間が3年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は269アール、更新です。

3番、谷田字浅間下の2筆です。

地目は田。

利用権設定面積は合計1,354平方メートル。

設定する権利は、種類が賃借権、内容が水稻、期間が3年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は357アール、新規です。

4番、谷田字浅間下の1筆です。

地目は田。

利用権設定面積は254平方メートル。

設定する権利は、種類が賃借権、内容が水稻、期間が3年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は357アール、新規です。

5番、谷田字浅間下の1筆です。

地目は田。

利用権設定面積は320平方メートル。

設定する権利は、種類が賃借権、内容が水稻、期間が3年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は357アール、新規です。

6番、谷田字浅間下の1筆です。

地目は田。

利用権設定面積は320平方メートル。

設定する権利は、種類が賃借権、内容が水稻、期間が3年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は357アール、新規になります。

以上でございます。

中 村 会 長 農用地利用集積計画については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

3番、4番、5番、6番については、新規ですので地区担当委員の説明がございます。

高宮正明委員 3番、4番、5番、6番について、農業委員の高宮正明委員、お願いいたします。農業委員の高宮です。

本人が訪ねてきて、どうしたのと聞いたら、返却した土地があって、自分が米を作って増やして頑張りたいということで、今、米の値段も安いから大丈夫かと尋ねたところ、1人でも頑張るって、若いからやれるということで、頑張るってやってくださいと話しました。

本人もやる気あります。

以上です。

中 村 会 長 続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

どうぞ。

押田勝巳委員 この田んぼ、番地が続きののですけれども、これ全部個々に分かれていますか、1枚になっているのですか。

高宮正明委員 分かれています。

押田勝巳委員 全部分かれています。小さいところ。

高宮正明委員 小さいところも分かれています。

中 村 会 長 ほかにございますか。

では、質疑はないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号 令和6年度第2次農用地利用集積計画の決定について、一括して採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第3号 令和6年度第2次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決いたします。

松丸委員の入席をお願いいたします。

議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 事務局の今井です。

それでは、6ページから9ページまでを御覧ください。

議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて。
白井市長より、生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんの依頼がありましたので、買取り希望者の有無について確認いたします。

令和6年5月7日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、根字笹塚の2筆です。

地目は畑、現況も畑でございます。

面積は合計で7,603平方メートルです。

申請人は記載のとおりです。

申請事由は、生産緑地解除申請のためでございます。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

中村会長 本案件につきましては、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて、買取り希望者の有無について確認をいたします。

買取り希望者はありましたでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

中村会長 議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて、買取り希望者なしということで市長に報告させていただきます。

続きまして、議案第5号 白井市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 事務局の今井です。

それでは、10ページを御覧ください。

議案第5号 白井市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について。

農業委員会等に関する法律第7条の規定に基づき、白井市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を策定しましたので提出いたします。

令和6年5月7日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

続きまして、11ページを御覧ください。

農業委員会等に関する法律第7条において、農地等の最適化の推進に関する指針を定めるよう努めなければならないとされています。

平成29年の改正の年、10月6日の総会時にこちらの指針を制定しています。

なお、この指針は、改選ごとに検証、見直しを行っておりましたが、改正基本法第5条第1項に関する「千葉県農地中間管理事業の推進に関する基本方針」（令和5年8月）及び改正基盤法第6条第1項に規定する「白井市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（令和5年9月）でおおむね10年後の担い手への農用地集積率の目標を60%と設定されたことから、それに合わせて令和14年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期ごとに検証・見直しを行うため、今回の議案といたしました。

数値目標等については、千葉県の基本方針及び白井市の基本的な構想を参考に12ページから14ページの数値目標について設定見直しを行いました。

変更点について、今回、説明させていただきます。

まず11ページの基本的な考え方については、集積、集約化目標等において、地域計画の作成、見直しを踏まえた内容にしてあります。

記載の内容については、このような活動を皆さんには行っていただきたいと考えております。

説明については、以上で終わりになります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

中 村 会 長 本案の件につきましては、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第5号白井市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第5号 白井市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、承認することに可決いたします。

続きまして、議案第6号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和6年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。

事務局

事務局より説明をお願いいたします。

事務局の今井です。

16ページを御覧ください。

議案第6号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和6年度最適化活動の目標の設定等について。

農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき、令和5年度の農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和6年度の最適化活動の目標の設定等を策定したので提出いたします。

令和6年5月7日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

続きまして、17ページを御覧ください。

要点を説明いたします。

令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表。

1番としまして、農業委員会の状況、令和6年3月31日現在の状況でございます。

続きまして、18ページを御覧ください。

2番の最適化活動の実施状況です。

農業委員会の実績及び点検・評価結果の1番目、最適化活動の成果目標になります。

(1) 農地の集積につきましては、②の新規集積の目標50ヘクタールに対し、③番で新規集積の実績は令和5年度で7.0ヘクタールで、②の5年度集積面積の目標は351ヘクタールに対し、③の5年度の集積面積の実績は308ヘクタールになります。

5年度末の目標に対する達成状況は87.8%です。

(2) 遊休農地の発生防止・解消につきましては、②で、目標で緑区分の遊休農地の解消目標37.0ヘクタールに対し、19ページを御覧ください。

③解消実績面積は6.8ヘクタール、目標に対する達成状況は18.3%です。④は新規緑区分の目標と実績です。

(3) 新規参入の促進です。

②新規参入者へ貸付等について、公表する農地の面積の目標1.7ヘクタールに対し、20ページを御覧ください。

実績は3.7ヘクタールで、目標に対する達成状況は217.6%です。

③新規参入者の参入実績は、4経営体で、取得農地面積は1.9ヘクタールです。

続きまして、2、最適化活動の活動目標につきましては、推進委員等が行う日数目標、活動強化月間については、目標どおり達成することができました。

21ページを御覧ください。

(3) 新規参入相談会への参加につきましては、できませんでしたでしたが、推進委員等の点検・評価結果は、目的に対して期待どおりの結果が得られました。

22ページを御覧ください。

3、事務の実施状況でございます。

1番、総会の開催実績は12回、臨時総会が1回。

2番、農地法3条に基づく許可事務は、処理件数は22件。

3番、農地転用に関する事務は23件。

4番、違反転用への対応で、違反転用の是正指導、農地パトロールの実施実績などがございます。

こちらは、ホームページで公開いたします。

続きまして、23ページを御覧ください。

令和6年度最適化活動の目標の設定等になります。

こちらが農業委員会の令和6年4月1日現在の状況でございます。

続きまして、24ページを御覧ください。

(1) 農地の集積で、①に現状及び課題を記載しています。

②の目標としまして、今年度の新規集積面積は40ヘクタール。

こちらのほうは、最適化指針に基づいて年間40ヘクタールとしておりますので、お願いしたいと思います。

(2) 遊休農地の解消。

こちらのほうは、37ヘクタールの目標に取り組んでおります。

それから、昨年度発生した遊休農地の解消を10ヘクタールで目標としたいと考えております。

続きまして、25ページを御覧ください。

(3) 新規参入への促進。

①は現状と課題でございます。

②は目標になります。

3年間の権利移動の面積の1割以上を記入ということで、3年間の平均が15ヘクタールになりますので、その1割ということで1.5ヘクタールを新規参入の目標とさせていただきます。

続きまして、2番、最適化活動の目標です。

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標。

こちらのほうは、1人当たりの活動日数が、令和5年度と同じく月8回は行うようをお願いしたいと思います。

次に、(2) 活動強化月間につきまして。

こちらは11月、12月、1月でお願いしたいと思います。

(3)は新規参入相談会への参加目標。

こちらのほうにつきましては、産業振興課のほうで開催いたします。

御希望、御要望等がございましたら参加していただくようお願いいたします。

以上でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

中 村 会 長 本案件につきましては、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第6号令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和6年度最適化活動の目標の設定等について、採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第6号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表及び令和6年度最適化活動の目標の設定等について、承認することに可決いたします。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 事務局の今井です。

26ページを御覧ください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり白井市農業委員会事務局規程第6条第6号及び第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和6年5月7日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

27ページを御覧ください。

こちらは、31ページにかけまして、①農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。

続きまして、32ページを御覧ください。

②農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出でございます。

続きまして、33ページを御覧ください。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

下記のとおり、農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので報告いたします。

令和6年5月7日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

専決処分については以上でございます。

続きまして、総会の会議次第の表紙に戻っていただきまして、4番の報告・協議事項の(2)その他になります。

6月の事前審査会、総会の日程について。

申請の受付締切りが5月23日木曜日、事前審査会が5月30日木曜日、担当は第2班になります。

午前9時から、本庁舎2階、災害対策室2になります。

総会が令和6年6月6日木曜日、午後4時から、本庁舎2階、災害対策室2・3になります。

以上でございます。

中 村 会 長 本日の議案については、全て終わりました。
慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人